

2 生徒指導

生徒指導は小・中・高等学校を通じて、学習指導とならぶ重要な教育機能であることを理解し、豊かな人間性の育成をめざし、ひとりひとりの児童・生徒に対し、その個性に即して具体的な指導措置をとるよう指導した。

- ・生徒指導の意義や性格を的確にとらえるための共通理解を深める。
- ・生徒指導の本質に添った運営組織機構をくふうし、校内における生徒指導体制を確立する。
- ・生徒指導の全体計画や、部門計画を整備充実し、実践指導を強化する。
- ・生徒との対話を通じて、人間的なふれ合いができるだけ多くし、人間尊重のふんい気の中で、心身ともに健康な人間の育成につとめる。
- ・学校、家庭、その他の機関と密接な連絡をとり、地域における生徒指導を強化する。
- ・生徒の政治的活動については、43教高昭和43年12月13日付教育長通達、44年教高第180号昭和44年12月1日付教育長通達によって厳正に指導する。

以上の重点事項を促進するため、次の事業を実施し、その効果を高めるよう努力した。

(1) 生徒指導主事活動

県内6地区に各1名、計6名の生徒指導主事を設置し、高等学校における生徒指導の充実にあたった。

福島県教育委員会訓令第6号によって、生徒指導主事の駐在及び服務に関する規程が定めてあるが、その具体的活動内容のおもなものは次のとおりである。

- ① 地区内高校の訪問指導（計画、随時）
- ② 生徒指導研究学校の指導
- ③ 地区高校生活指導協議会に対する援助
- ④ 関係機関・団体との連絡
- ⑤ 生徒指導関係資料の提供
- ⑥ 生徒指導主事会による相互連携

その他、生徒指導主事が参加するものとしては、「高校生のつどい」、P.T.A保護委員会、生徒指導講座、小・中学校よりの要請による研修会などがある。

なお、駐在する教育事務所は次のとおりである。

県北教育事務所、県中教育事務所、県南教育事務所、会津教育事務所、いわき教育事務所、相双教育事務所

(2) 生徒指導委員の活動

各教育事務所の生徒指導に関する指導活動を援助し、管内小学校ならびに中学校における生徒指導の改善向上を図るため、生徒指導委員9名を委嘱した。

生徒指導委員設置要項は次のとおり

① 趣旨

教育事務所の生徒指導に関する指導を援助し、小・中学校における生徒指導の改善向上を図る。

② 配置

生徒指導上明確な課題を持ち、実践と研究に熱意と実

績のある学校におく。なお生徒指導研究推進校の設置等の条件をも勘案して配置する。

③ 委嘱

生徒指導委員は、教育事務所長の推せんに基づき、関係市町村教育委員会教育長と協議のうえ、県教育委員会教育長が委嘱する。

④ 任務

生徒指導の改善向上を図るために、次のことを行なう。

ア. 勤務する学校における生徒指導の実績をたかめて、管内小・中学校における生徒指導のための資料を提供し、生徒指導に関する現職教育を推進するなど、その水準を高める。

イ. 教育事務所の計画に基づき、本務に支障をきたさない範囲で、管内の学校や研究会等の指導助言にあたる。

ウ. 県教育庁および教育事務所の計画に基づき、生徒指導委員連絡協議会、その他の行事に参加する。

⑤ 報告

生徒指導委員は年度末において、その活動状況をまとめた指導報告書を、関係教育事務所長を経由して、県教育委員会教育長あて提出する。

⑥ 任期

生徒指導委員の任期は、委嘱された日から当該年度末までとする。

⑦ 経費

予算の範囲内で研究ならびに指導に要する旅費を支給する。

以上の設置要項に基づき、次の学校から生徒指導委員9名を委嘱した。

教育事務所	学校名
県北	安達郡安達町立安達中学校
県中	須賀川市立第三中学校
県中	田村郡小野町立小野中学校
県南	東白川郡塙町立塙中学校
会津	大沼郡新鶴村立新鶴中学校
会津	耶麻郡西会津町立西会津中学校
会津	河沼郡河東村立河東第一中学校
いわき	いわき市立内郷第二中学校
相双	原町市立原町第一中学校

(3) 文部省指定生徒指導研究推進校の研究と実践

文部省の指定による生徒指導研究推進校は、それぞれ意欲的に研究にとりくみ、すぐれた実績を収めた。

① 須賀川市立第三中学校

○指定 昭和43年度から

○研究主題 「ひとりひとりの生徒理解にたった生徒指導」

○研究の概要

第2年次の研究として、前年度の基礎調査・理論研究と実践結果から、さらに健全な生徒の育成をめざ